

## 対象となる容器包装

### 1 対象となる容器包装

容器包装リサイクル法における「容器包装」とは、同法第2条第1項において、「商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」と規定されています。

基本的には、ここでのいう容器とは商品を入れる「もの」であり（袋も容器に含まれます。）、包装とは商品を包む「もの」です。

容器包装の区分	対象	具体的な対象物等
ガラス製容器		商品の容器のうち、主としてガラス製のもの（ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）であって次に掲げるもの【特定容器】 瓶 / カップ形の容器及びコップ / 皿 から までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
ペットボトル		商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの【特定容器】 瓶 に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器
紙製容器包装		商品の容器のうち、主として紙製のものであって、次に掲げるもの【特定容器】（主として段ボール製の容器包装及び主として紙製の飲料用容器でアルミニウムが使用されていないものを除く） 箱及びケース / カップ形の容器及びコップ / 皿 / 袋 から までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該商品への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 容器包装のうち、上記以外のもの【特定包装】
	×	主として段ボール製の容器包装 主として紙製の飲料用容器（いわゆる紙パック） （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）
プラスチック製容器包装		商品の容器のうち、主としてプラスチック製のものであって、次に掲げるもの【特定容器】 箱及びケース / 瓶 / たる及びおけ / カップ形の容器及びコップ / 皿 / くぼみを有するシート状の容器 / チューブ状の容器 / 袋 から までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 容器包装のうち、上記以外のもの【特定包装】
主として鋼、アルミ製の容器包装	×	分別収集されれば有償又は無償で譲渡できることが明らかであるため、再商品化義務の対象とされていません。

（注）再商品化義務の対象物（：対象となるもの、×：対象とならないもの）は、上表のとおり、主な素材によって分類されます。

複数の素材からなり、かつ、それらが容易に分離できない容器包装については、容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が大きいものに分類することとされています。